

I 徴収の猶予

1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①～④の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 次のいずれかに該当する事実（申請者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じたものに限ります。以下、「猶予該当事実」といいます。）があること

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
申請者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと	申請者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと	申請者がその事業を廃止し、又は休止したこと	申請者がその事業につき著しい損失を受けたこと（※1）	申請者に(ア)～(エ)に類する事実（詐欺の被害、横領の被害、取引先の倒産、リストラなど）があったこと（※2）

- ② 猶予該当事実に基づき、申請者がその納付すべき市税を納期限のとおり納付できないと認められること
③ 「徴収猶予申請書」が霧島市役所収納課第3グループに提出されていること
④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※3）

- ※1 「申請者がその事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下、「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前の1年間（以下、「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失金額を超えていること）をいいます。
※2 「(オ)申請者に(ア)～(エ)に類する事実があったこと」のうち、「(エ)申請者がその事業につき著しい損失を受けたこと」に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。
※3 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくは霧島市役所収納課第3グループまでお問い合わせください。担保を提供する必要がない場合には提出は不要です。

2 法定納期限（※1）から1年以上経過した後納付すべき市税が確定した場合の徴収猶予の要件

次の①～④の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した市税があること（※2）
② 申請者が①の市税を一時に納付できない理由があると認められること
③ 申請者から①の市税の納期限までに「徴収猶予申請書」が霧島市役所収納課第3グループに提出されていること（※2）
④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※3）

- ※1 地方税法又は条例で定められている、地方税を納付すべき期限。納期を分けている場合には、その第1期の納期限が法定納期限となります。
※2 法定納期限から1年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる市税が該当します。
※3 法人市民税等、修正申告書を提出する場合には、霧島市に提出した日が納期限となりますので、同日までに徴収猶予申請書を提出する必要があります。
※4 担保についての取扱いは、上記「1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件」の場合と同様ですが、一部の市税の税目（税金の種類）により取扱いが異なることがありますので、詳しくは霧島市役所収納課第3グループまでお問い合わせください。

3 猶予期間

徴収猶予が受けられる期間は、1年（※）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納できると認められる期間です。

徴収猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

- ※ 徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に霧島市役所収納課第3グループに延長の申請をすることにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

4 申請のために必要な書類

徴収猶予の申請をする場合、次の書類を提出します。

猶予を受けようとする金額	
100万円以下の場合（※1）	100万円を超える場合（※1）
<ul style="list-style-type: none">○ 徴収猶予申請書○ 災害等により納付困難となった場合の猶予を申請する場合は、猶予該当事実があることを証する書類(※2)○ 「財産収支状況書」	<ul style="list-style-type: none">○ 徴収猶予申請書○ 災害等により納付困難となった場合の猶予を申請する場合は、猶予該当事実があることを証する書類(※2)○ 「財産目録」○ 「収支の明細書」○ 担保の提供に関する書類（※3）

- ※1 申請時点で未確定の延滞金は含みません。
ただし、猶予期間中に発生した延滞金がある場合には、ご納付いただくこととなりますので申請書の分割納付計画に延滞金の納付について記入します。
- ※2 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。
- ① 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写しなど
 - ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
 - ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
 - ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など、また、災害、病気等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出が困難な事情があるときは、霧島市役所収納課第3グループにご相談ください。
- ※3 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくは霧島市役所収納課第3グループまでお問い合わせください。
担保を提供する必要がない場合には提出は不要です。

5 提出された申請書等の審査

霧島市役所収納課第3グループで、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記入されているかを確認し、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記入に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。霧島市役所収納課第3グループから補正通知書が送付された場合、通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取下げたものとしてみなされますので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

霧島市役所収納課第3グループで、職員が申請者に対して、申請書や添付書類に記された内容（猶予該当事実、納付すべき市税を納期限のとおりには納付できない事情の詳細、財産の状況、収支の実績見込み等）について、質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

6 猶予が許可された場合

徴収猶予が許可された場合には、「徴収猶予許可通知書」と納付書が申請者に送付されますので、その通知書に記入された分割納付計画のとおり、猶予を受けている市税を納付します。

猶予期間中の延滞金はその2分の1に相当する金額又は全額が免除の対象となります。

なお、霧島市役所収納課第3グループでの審査の結果、①申請書に記入された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は③申請書に記入された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可される場合があります。

このような許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

7 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、徴収猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予の要件に該当しないとき。
- ② 申請者について滞納処分、強制執行、破産手続などの強制換価手続が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受け

ようとする市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

- ③ 申請者が、猶予の審査をするために霧島市収納課第3グループの職員が行う質問に回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避(きひ)したとき。(※1)
- ④ 不当な目的で猶予が申請されたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき(※2)

- ※1 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき」とは、具体的には、行動や言動で検査を承諾しない場合検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。
- ※2 「その申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取り下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたときなどが該当します。

8 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

徴収猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されることや猶予期間が短縮されることがあります。

- ① 猶予を受けている者について、滞納処分、強制執行、破産手続などの強制換価手続が開始されたとき、法人である猶予を受けている者が解散したとき、猶予を受けている者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けている市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ② 猶予を受けている市税を「徴収猶予許可通知書」により通知された分割納付計画のとおりになし納付しないとき。
- ③ 霧島市役所収納課第3グループが行った担保変更等の求めに応じないとき。
- ④ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき。(※)
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき。
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

- ※ 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実(猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。)が発生した場合など、やむを得ない場合を除きます。
やむを得ない理由がある場合は霧島市役所収納課第3グループへご相談ください。

なお、徴収猶予の取り消しを決定する前には、①の場合を除いて口頭又は書面で弁明を聴取します。

ただし、正当な理由がなく弁明しない場合(※)は、弁明を聴取することなく猶予が取り消されます。

- ※ 「正当な理由がなく弁明しないとき」とは、災害、病気による入院等、申請者の責めに帰することができないと認められる理由がないにもかかわらず弁明をしない場合をいいます。

9 猶予が不許可となった場合、猶予の取消し後の納付について

猶予に係る市税が納期限到来前である場合には、通常の納期限内に納付してください。

既に納期限が到来している場合は、ただちに納付してください。